

選挙管理委員を 紹介します

☎ 選挙課(☎27)2781)

新しい選挙管理委員が決まり、委員会での互選により委員長に小林和夫さん、委員長職務代理者に石井利直さんが就任しました。任期は令和11年3月22日(木)までです。



委員長
小林 和夫さん



委員長職務代理者
石井 利直さん



委員
大山 泰弘さん



委員
根岸 秀行さん

子育て世帯に手当を支給しています

☎ 子育て支援課(☎27)2750)

市は、子育て世帯を対象にしたさまざまな手当を支給しています。詳しくは子育て支援課または各支所市民サービス課に問い合わせるか、市HPを確認してください。

児童手当

☎ 高校3年生(18歳)になって最初の3月)までの児童の保護者

支給月額 児童1人当たり次の額を支給します

- 3歳未満の児童 1万5000円
 - 3歳以上の児童 1万円
 - 第3子以降は3万円です
- ※所得制限はありません

児童扶養手当

☎ 母子・父子家庭の保護者または父母のいない児童の養育者

※対象児童が18歳になって最初の3月まで

支給月額 児童1人当たり次の額を支給します

- 第1子 1万1010円〜4万6900円
- 第2子以降 5520円〜1万1030円



▲市HP

※支給額は保護者または養育者の所得によって異なります
※所得制限があります

特別児童扶養手当

☎ 心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

支給月額 児童1人当たり次の額を支給します

- 1級 5万6800円
 - 2級 3万7830円
- ※児童の障害の状態によって等級が異なります
※所得制限があります

自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講した場合に、受講費用の一部を支給します。

☎ 母子・父子家庭の保護者

高等職業訓練促進給付金等事業

就業に役立つ資格を取得するために、養成機関において6カ月以上の修業をする場合に、給付金を支給します。

☎ 母子・父子家庭の保護者

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用の一部を支給します。

☎ 20歳未満の児童を扶養する母子・父子家庭の保護者またはその扶養する20歳未満の児童

養育費確保支援事業

養育費を確実に受け取れるよう、養育費に関する公正証書などの作成にかかる費用や民間保証会社と保証契約を締結する費用、裁判外紛争解決手続(ADR)申し立てにかかる費用、養育費強制執行申し立てにかかる費用などを支援します。

☎ 母子・父子家庭の保護者

ひとり親家庭等福祉手当

☎ 母子・父子家庭の保護者、父母のいない児童の養育者

※対象児童は小・中学生
支給月額 児童1人当たり2000円

交通遺児等福祉手当

☎ 中学生以下の交通遺児または心身に障害がある20歳未満の児童の保護者
支給月額 児童1人当たり2000円

コミュニティバス「あおぞら」の 運行経路などを一部変更します

☎ 交通政策課(☎27)2734)

7月1日(火)からコミュニティバス「あおぞら」の運行時間や経路、本数などの変更を行います。

※詳しくは配布した路線図・時刻表または市HPを確認してください



▲市HP

バス停の変更

「北公民館」のバス停の位置を調整し、名称を「伊勢崎市保健センター」に変更します。

ダイヤの変更

次の路線でダイヤの変更を行います。

- 赤堀シャトルバス
 - あずまシャトルバス
 - 東西シャトルバス
 - 境シャトルバス
 - 南部シャトルバス
- ※変更後のダイヤは、配布した路線図・時刻表または市HPを確認してください

発着地などの変更

次の路線の発着地や停留所の名称などを変更します。

- 伊勢崎駅北巡回バス
- 伊勢崎駅南巡回バス
- 宮郷名和連絡バス
- あずま・境連絡バス
- 境島村シャトルバス
- 境南巡回バス

- あずまシャトルバス 10便の到着地と11便の出発地を「市民病院北」から「伊勢崎駅南口」に変更します
- 境シャトルバス 9便の到着地と10便の出発地を「境社会福祉センター」から「鶴谷病院」に変更します
- 南部シャトルバス 馬見塚中町の停留所を豊受公民館に移設し、名称を「豊受公民館」に変更します。また、発着地を「長沼会館」から「豊受公民館」に変更します

- 伊勢崎駅南巡回バス 越山橋架け替え工事に伴う「伊勢崎駅」法務局職安前」の路線変更を解消し、「太田町」には停車しなくなります

国民健康保険税(国保税)の 計算方法が変わります

☎ 国民健康保険課(☎27)2736)

均等割・平等割が減額となる所得基準を変更

国保税は、世帯主と国民健康保険被保険者の前年所得の合計が一定の基準以下であった場合、均等割と平等割が減額されます。減額の割合は所得に応じて7割・5割・2割です。

表1 国保税減額の基準となる所得額と減額割合

世帯員(世帯主と被保険者)の前年所得の合計	減額割合
43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】 以下の場合	7割を減額
43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】 +(30万5,000円×被保険者数)以下の場合 ↳ 令和6年度は29万5,000円	5割を減額
43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】 +(56万×被保険者数)以下の場合 ↳ 令和6年度は54万5,000円	2割を減額

表2 年間の課税額の上限

	変更前	変更後
医療分	65万円	66万円
後期高齢者支援金分	24万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円 (変更なし)

課税額の上限を変更
国保税の課税額は、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を合算して計算されます。3つの項目にはそれぞれ年間の課税額の上限が定められています。このうち医療分と後期高齢者支援金分の課税上限額は、令和7年度から表2のとおり変更となります。



▲市HP

このうち5割減額と2割減額の所得基準が、令和7年度から表1のとおり変更となります。